

一般教育訓練給付制度

教育訓練給付制度を利用すると最大20%（上限10万円）が支給されます！

取得免許	所持免許	申込金	給付対象金	合計		給付予定額	実質取得費用（税込）
				税込価格	税抜価格		
大型一種	中型一種8 t 限定	33,000円	267,300円	300,300円	273,000円	53,460円	246,840円
	準中型5 t 限定	33,000円	339,900円	372,900円	339,000円	67,980円	304,920円
	中型一種	33,000円	203,500円	236,500円	215,000円	40,700円	195,800円
	準中型	33,000円	306,900円	339,900円	309,000円	61,380円	278,520円
	普通一種	33,000円	375,100円	408,100円	371,000円	75,020円	333,080円
準中型	なし・原付	33,000円	385,000円	418,000円	380,000円	77,000円	341,000円
	普通一種	33,000円	152,900円	185,900円	169,000円	30,580円	155,320円
	準中型5 t 限定	33,000円	77,000円	110,000円	100,000円	15,400円	94,600円
中型一種	準中型5 t 限定	33,000円	147,400円	180,400円	164,000円	29,480円	150,920円
	中型一種8 t 限定	33,000円	72,600円	105,600円	96,000円	14,520円	91,080円
	準中型	33,000円	128,700円	161,700円	147,000円	25,740円	135,960円
	普通一種	33,000円	171,600円	204,600円	186,000円	34,320円	170,280円
けん引	普通・中型・大型	33,000円	140,800円	173,800円	158,000円	28,160円	145,640円
大型特殊	普通・中型・大型	33,000円	93,500円	126,500円	115,000円	18,700円	107,800円
大型二種	大型一種	33,000円	290,400円	323,400円	294,000円	58,080円	265,320円
	中型一種8 t 限定	33,000円	412,500円	445,500円	405,000円	82,500円	363,000円
	普通一種	33,000円	464,200円	497,200円	452,000円	92,840円	404,360円
普通二種	中型一種8 t 限定	33,000円	191,400円	224,400円	204,000円	38,280円	186,120円

●欠席・規定時限外料金

車種	項目	税込価格	税抜価格	車種	項目	税込価格	税抜価格
普通二種	場内教習(1時限)	6,600円	6,000円	中型一種 中型二種	場内教習(1時限)	7,700円	7,000円
	路上教習(1時限)	7,370円	6,700円		路上教習(1時限)	8,800円	8,000円
	再検定料	6,600円	6,000円		再検定料	7,700円	7,000円
準中型	場内教習(1時限)	6,600円	6,000円	大型一種 大型二種	場内教習(1時限)	9,900円	9,000円
	路上教習(1時限)	7,370円	6,700円		路上教習(1時限)	11,000円	10,000円
	応急救護教習	6,600円	6,000円		再検定料	9,900円	9,000円
	複数教習	11,000円	10,000円	大型特殊	場内教習(1時限)	9,900円	9,000円
	セット教習	6,930円	6,300円		再検定料	9,900円	9,000円
	高速教習	16,500円	15,000円		場内教習(1時限)	9,900円	9,000円
	再検定料	6,600円	6,000円	けん引	再検定料	9,900円	9,000円

- 「合計」に含まれるものは入所金／教本代／教材費／写真代／適性検査料／技能教習料 学科教習料／修了検定料／卒業検定料卒業証明書代等です。
- 欠席や規定時限を超えられた場合は、左記料金が必要です。
- 所持免許により仮免許関係申請手数料 2,900 円（非課税）が必要になります。修了検定合格時にお支払い下さい。
- 途中退学、教習期限切れの場合、教習料金等は返金いたしません。ご了承下さい。
- 教習期間中でも教習料金は変更する場合があります。
- この料金は、令和 7 年 9 月 1 日現在のものです。

教育訓練給付制度とは

働く人の主体的な能力開発の取組を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす方が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し終了した場合、受講者本人が教育訓練施設に支払った教育訓練費の最大20%（上限 10 万円）がハローワークから支給されます。

給付条件

- 雇用保険の一般被保険者（在職中の方）
厚生労働大臣が指定した教育訓練の受講を開始した日において、雇用保険の一般被保険者である方のうち支給要件期間が3年以上（※）ある方。
- 雇用保険の一般被保険者であった方（退職された方）
受講開始日において一般被保険者でない方のうち、離職日の翌日以降、受講開始日までが 1 年以内でありかつ支給要件期間が 3 年以上（※）ある方。
※ 上記 1、2とも初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方については支給要件期間が1年以上あれば可。

給付金が支給されるまでの流れ

STEP1 ハローワークにて教育訓練給付対象者か否かの確認（任意）

ハローワークが配布する「教育訓練給付金支給要件照会票」用紙に必要事項を記入し、居住地を管轄するハローワークに提出して下さい。その後ハローワークより発行される「教育訓練給付金要件回答書」でご確認ください。 ※必ず必要ではありません。

STEP2 入所手続き

山城自動車教習所にて入所手続きを行います。

【必要書類など】

・運転免許証 ・講座料金 ・認印 ・眼鏡など

※ 入所手続きの際、「教育訓練給付制度」を利用する旨をお伝えください。

STEP3 指定講座の教習

当所の指定講座を受講し、卒業検定に合格すると教育訓練修了証明書を発行します。

STEP4 給付金支給申請

受講講座修了後、1ヶ月以内にハローワークへ給付金申請を行ないます。

【必要書類など】

・教育訓練給付金申請書・教育訓練修了証明書・本人確認書類（運転免許証など）・領収書・雇用保険被保険者証など

※教育訓練の受講修了日の翌日から起算して1ヶ月以内に支給申請手続きを行なわない場合、申請が受けられません。

STEP5 給付金支給

審査後、ご指定の口座へ給付金が入金されます

※詳しい内容は、ハローワーク設置のパンフレットか厚生労働省のホームページをご覧ください。

京都府公安委員会指定

山城自動車教習所

京都府綴喜郡井手町多賀西北河原4-9
TEL 0774-82-2165